

令和5年

第11回農業委員会総会議事録

令和5年11月6日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（22人）

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	北田 幹夫
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
16 番	高橋 吉博	17 番	前田 進
18 番	竹内 正治	19 番	永森 薫
20 番	高口 宗範	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
24 番	有沢 敏博	25 番	小川 博行

欠 席 委 員（3人）

8 番	炭谷 一三	9 番	森 敏朗
15 番	林 康弘		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 村中 一也

主 査 村下 哲也

主 査 高木 淳也

主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和5年第11回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、8番 炭谷委員、9番 森委員、15番 林委員から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「2番 白山委員」「3番 土合委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長(堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第1号の説明・表決) —

議長(堀会長)

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号27番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第2号の申請番号27番について説明します。

申請人の受人は、昭和30年に製材会社を設立し、これまで主に木材・建材販売、プレカットを行う住宅資材事業及び製材事業を営んでいます。

以前は、ロシア材・北洋材製材を行っていましたが、ロシアの原木輸出に関する高関税政策に対応するため、平成20年頃から国産材製材に転換する取組を進めて参りました。これまで〇〇にある製材工場では、〇〇にあるプレカット工場及び他社向けに製材品の供給を行っていますが、近年の輸入材高騰及び需要に伴う製材量の増大から、今後は〇〇の製材工場を他社向け専門工場として操業する計画です。こうしたことから、〇〇工場においては自社100パーセント消費の為の製材工場が必要となり、このたびの建設計画に至りました。

製材工場の建設においては、敷地内に製材工場のほか、原木ヤード、緩衝帯となる緑地などを設けることから広大な敷地が必要となり、加えて既存工場への搬入・運搬が容易な場所で、大型トレーラーの往来が可能な接道があることなどを条件として既存敷地の周辺において検討を重ねた結果、工場南側の申請地が適地と判断し、土地の所有者10名からは譲り受けることを承諾されています。

製材工場を整備するに当たり、境界には構造物を設け、雨水排水については調整池を経由しオリフィスを設けた上で、周辺農地に影響が及ばないように排水路へ排出します。調整池の設置については、県農林振興センター及び〇〇土地改良区とも協議済みで、地元関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号28番について、城石委員から説明をお願いします。

城石委員

議案第2号の申請番号28番について説明します。

申請人の受人は、建物の清掃業及びリフォーム請負等を目的として、平成5年に会社を設立しました。業績が好調で従業員も増えていることから駐車スペースが不足、現在は車両出入口や隣接道路に駐車する等、周辺地域の方々にも迷惑をかけ、業務にも支障を来しております。そこで、効率的に業務を遂行するため、このたび駐車場を取得する計画に至りました。

申請においては、会社から程近く車両が通行可能な道路が整備されていることを考慮した上で、おおむね150メートル圏内で検討を重ねた結果、既存地に隣接している申請地が適地と判断し、所有者からも譲り受けることを承諾されているものです。

駐車場として、営業車及び従業員の車両17台分を新たに整備するに当たり、隣接地には擁壁を設け周辺農地に土砂が流出しないことや雨水を北側の側溝に流すなど周辺に被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号29番、30番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（高木）

議案第2号の申請番号29番について説明します。

申請人である林夫婦は、現在、〇〇地内の賃貸にて妻と長男と3人で生活しています。子供の成長とともに現在の住居では手狭になることを想定し、夫婦共働きであり〇〇氏の勤務先は〇〇市内、妻の勤務先は〇〇市内で交通利便性から互いの中間地点となる射水市内で住環境を取得したいと考え、このたび住宅の取得計画に至りました。

また、〇〇夫婦並びに両親において所有する別の土地はなく、〇〇市内にある〇〇氏の実家での同居についても検討を重ねましたが、母屋の増築など実現困難であることに加え、商業施設の充実や将来子供の就学に係る文教施設等を総合的に考え、今回の申請地が適地と判断したものです。

住宅建築において、雨水・排水は勿論ですが、擁壁を設置し周囲に被害が及ばないよう注意する旨も誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願ひします。

事務局（高木）

議案第2号の申請番号30番について説明します。

申請人である〇〇夫婦は、現在〇〇市内のアパートで生活しており、将来的にアパートでは手狭になることや人生設計を見据えた上での住宅建築について検討してきた結果、このたび申請地において住宅を取得する計画に至りました。夫婦ともに高等学校の教師であり、〇〇氏の勤務先は〇〇市内、

妻の勤務先は〇〇市内ですが、今後転勤による勤務先の変更なども視野に入れ、県内の中間地域に当たる射水市内で主要道路への交通利便性を重視したことに加え、近年の〇〇地区の各商業施設の充実ぶりや将来的な子育て・教育環境からも複数の候補地から申請地が適地と判断したものです。

なお、〇〇夫婦並びに両親において所有する別の土地もなく、所有者2名からは譲り受けることを承諾されています。住宅の建築においては、擁壁を設置した上で土砂等が流出しない旨や雨水排水についても周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号31番について、有沢委員から説明をお願いします。

有沢委員

議案第2号の申請番号31番について説明します。

申請人の受人は、貨物自動車運送業等を目的として、平成18年に会社を設立しました。市内〇〇地内に本社を置き、〇〇地内において事務所を構え営業を行っています。業績に比例して、トラックの台数が増えてきたことから既存地内では安全に荷物の積み下ろしができない状況に加え、このたびトラック置場に登録車両以外を駐車することができない旨の指導を受けました。早急に対応する必要があることから、このたび駐車場を取得する計画に至りました。

申請においては、既存地から程近く車両が通行可能な道路が整備されていることを考慮した上で検討を重ねた結果、国道〇〇号線の西側既存地に隣接している申請地が適地と判断し、所有者からも譲り受けることを承諾されています。新たな駐車場には、国道〇〇号線の東側既存地の倉庫前に位置するトラック5台を移動した上、西側既存地に現在駐車しているトラック11台と合計して16台となる見込みです。あわせてドライバーの自家用車16台分も確保します。

駐車場整備においては、隣接地に擁壁を設け周辺農地に土砂が流出しないことや雨水を東側の側溝に流すなど周辺に被害が及ばない旨を誓約しています。あわせて、地元関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

永森委員

今回の案件のことではないのですが、転用申請するとき市街化区域に農地があればそこを優先するのが本来であると思う。市街化区域を使わずに、調整区域の農地で申請する場合、許可されるのか。

事務局（村中）

市街化区域にも農地を持っていれば、そこを使えないのかと県から確認がきます。申請者さんの事情で、市街化調整区域の農地でないといけないという理由があって、それが正当で妥当性のあるものであれば許可される。ケースバイケースである。

永森委員

今まで、そのような場合に許可されたことはあるのか。

土合委員

過去に、初めは調整区域の農地を申請されて許可が出ず、申請者が市街化区域にも農地を持っていたからそこにしなさいということになったことがあると記憶している。

事務局（村中）

県からは、「ほかに適当な地面はなかったのか」と聞かれる。なかったから、その場所で許可される。正当な理由が立たなければ、もちろん県は許可を出さない。

今までには、質問のケースで許可が出たことはないと思う。何らかの理由があったから許可が出ている。

事務局（高木）

補足します。市街化調整区域で住宅建築となると、集落接続という基準になることが多い。その場合必ず検討地の結果を提出することになっている。面積や距離を検討した結果、申請地となったことを県に合わせて提出している。県で総合的に判断し、質問があれば聞かれ、問題がなければ許可となる。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第3号説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（村下）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長（堀会長）

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

末永委員

申請番号28番について、今年5月に除外申請が出されていると思う。転用が今月ということで半年ほど空いたが、どういう理由か。

事務局（高木）

当時、都市計画の部分でストップがかかっていると聞いた。現在はその問題が解消したと確認している。

末永委員

具体的にはどういうことか。

事務局（高木）

道路の形状によるもの。上下水道の埋設の関係で、道路の形状を真っ直ぐにする等に時間を要したとのこと。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和5年第11回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和5年12月6日(水) 午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 令和5年度富山県農業委員会研修大会

- ・日時 令和5年11月16日(木) 午後1時30分～4時10分
- ・会場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
(射水市戸破1500番地)

※ 10月末時点、欠席報告(2名)

3 農業委員会委員懇談会

- ・日時 令和5年11月17日(金) 午後6時15分～
- ・会場 鮮乃匠 大芳 (射水市二口1070番地)

※ 会費: 10,000円(当日集金させていただきます。)

4 配布資料

- ・農地利用状況調査の結果について
- ・農業者年金制度と加入推進
- ・全国農業図書目録

議 長

署名委員

署名委員